

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）設置細目（案）

平成20年 月 日
国土交通省災害対策
連絡調整会議申合せ

（目的）

第1条 この設置細目は、国土交通省防災業務計画（平成20年 月 日最終改正）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣について（国土交通省防災会議決定 平成20年 月 日）に定めるもののほか、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この設置細目において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 被災地とは、災害が発生した地域をいう。

（派遣隊の構成）

第3条 地方整備局、北海道開発局が組織する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、以下の班により構成する。

一 先遣班

先行的に派遣し、被災状況、必要とされる応援・支援の規模を把握のうえ、派遣元の地方支分部局等へ報告

二 現地支援班

現地の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）各班及びそれぞれ指揮を受ける災害対策本部との連絡調整、災害情報、応急対策活動状況等の情報収集、被災地の支援ニーズの把握等を実施

三 情報通信班

被災状況の映像の配信、電話等の通信回線の構築

四 高度技術指導班

特異な被災事象等に対する被災状況調査、高度な技術指導、被災施設等の応急措置及び復旧方針樹立の指導

五 被災状況調査班

イ. 災害対策用ヘリコプターグループ

災害対策用ヘリコプターにより、被災状況を把握

ロ. 現地調査グループ

踏査等により、被災状況を調査

六 応急対策班

ポンプ排水、応急仮閉め切り、土砂の撤去、迂回路の設置等の応急対策を実施

七 必要に応じてその他の班を設置することができる。

- 2 地方運輸局が組織する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は以下の班により構成する。
 - 一 輸送支援班
緊急・代替輸送に関する情報収集、ニーズの把握、調整など地方公共団体の支援
 - 二 必要に応じてその他の班を設置することができる。

- 3 地方航空局が組織する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は以下の班により構成する。
 - 一 高度技術指導班
特異な被災事象等に対する被災状況調査、高度な技術指導、被災施設等の応急措置及び復旧方針樹立の指導
 - 二 必要に応じてその他の班を設置することができる。

- 4 国土技術政策総合研究所が組織する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は以下の班により構成する。
 - 一 高度技術指導班
特異な被災事象等に対する被災状況調査、高度な技術指導、被災施設等の応急措置及び復旧方針樹立の指導
 - 二 必要に応じてその他の班を設置することができる。

- 5 国土地理院が組織する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は以下の班により構成する。
 - 一 被災状況調査班
 - イ. 現地調査グループ
踏査や緊急測量等により、被災状況を調査
 - ロ. 航空測量グループ
災害対策用航空機による空中写真撮影等を行い、被災状況を把握
 - 二 地理情報支援班
災害対策用図や空中写真等を関係機関に提供
 - 三 必要に応じてその他の班を設置することができる。

- 6 気象庁が組織する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は以下の班により構成する。
 - 一 気象・地象情報提供班
気象や余震に関する情報提供など地方公共団体等の支援
 - 二 被災状況調査班
災害の原因となった自然現象に関する調査及びその結果の提供、解説
 - 三 必要に応じてその他の班を設置することができる。

- 7 本省が組織する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は以下の班により構成する。
 - 一 先遣班

先行的に派遣し、被災状況、必要とされる応援・支援の規模を把握のうえ、派遣元の
本省へ報告

二 高度技術指導班

特異な被災事象等に対する被災状況調査、高度な技術指導、被災施設等の応急措置及
び復旧方針樹立の指導

三 必要に応じてその他の班を設置することができる。

(派遣隊の登録)

第4条 国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局及び気象庁は、あらかじめ
派遣可能な班数を本省に登録する。

(関係機関との連携)

第5条 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、緊急災害対策派遣隊（TEC-
FORCE）の派遣について（国土交通省防災会議決定 平成20年 月 日）5.（1）
七の規定に基づき、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人
港湾空港技術研究所から派遣される緊急災害対策派遣隊（独立行政法人TEC-FOR
CE）と一体となって活動する。

2 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、必要に応じて、各地方支分部局と応
急対応業務に関する協定を締結している団体、技術専門家が登録されている団体、関係
地方公共団体、日本下水道事業団と連携して活動する。

(受け入れ体制)

第6条 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、防災ステーション、除雪ステー
ション、道の駅、地方支分部局、事務所、出張所等の所管施設を災害対策用機械等の待
機場所、食料のストックヤードとしての前線基地として使用する。

2 これらの前線基地には、必要に応じて災害時に必要となる施設を準備する。

(隊員としての明示)

第7条 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の隊員は、隊員であることを明示し
て活動する。